

平成28年7月28日

【事務局（中島）】 それでは、定刻になりましたので、これより、平成28年度第2回国立市地域公共交通会議福祉交通検討部会を開催いたします。

最初に、佐々木部会長よりご挨拶をお願いいたします。

【佐々木部会長】 おはようございます。なかなか梅雨が明けなくて、ただ何日か涼しくて過ごしやすい日が続いておりましたが、今日は日差しもあって、お暑い中、またお忙しい中、平成28年度第2回国立市地域公共交通会議福祉交通検討部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は議題として交通手段、四輪自動車についてということ、それからワークショップ開催についてということで、2点ほど上がっております。

本日の会議は12時をめどとして進めさせていただければと思いますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、委員の欠席の確認と配付資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

【事務局（中島）】 本日の部会の欠席ですが、熊井委員、馬場委員から欠席する旨のご連絡がありました。また、山勢委員はちょっと遅れているようでございます。

続いて、本日の配付資料の確認でございますが、お席の上に事前に置いてあります。次第、A4、1枚と、部会資料No. 1-1ということで、A4、2枚の裏表になっております。それと、部会資料No. 1-2ということで、カラー刷りのA3が1枚。それと部会資料No. 1-3ということで、国立市内のバス、タクシー、福祉有償運送などの運賃（イメージ図）ということで、A4が1枚。部会資料No. 2、福祉交通ワークショップ「みんなでつくる福祉交通」企画書（案）ということで、A4の裏表になっております。それと前回の議事録の要点記録がA4、1枚と、議事録が26ページ物になっております。裏表入っております。これが一式。それと最後にワークショップのチラシです。「みんなでつくる福祉交通」ということでございます。

以上が資料となっております。

【佐々木部会長】 資料等、不足ないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

2番目の報告事項等の中で、前回福祉交通検討部会の確認ということでございます。事務局のほうからよろしくお願ひします。

【事務局（中島）】 先ほど資料の確認の中で、要点記録のほうでちょっとご説明をさせていただきたいと思ひます。

こちらのほう、今回要点記録をつけさせていただきました。前回の議題としましては、高齢者・しょうがいしゃ・子供連れ対応の交通等についてと。あと福祉有償の現状と課題。住民参加による移動サービスについてということで、実際に福祉有償をやられている方からご意見、また課題等を言っただいて、また清水委員から住民参加の事例等をやっていただいたということでございます。

あらかじめ皆様には議事録の確認をいただいております。これでよろしければ、ホームページにアップさせていただきたいと考えてございます。確認については以上でございます。

【佐々木部会長】 よろしいでしょうか。何かあれば事務局のほうにお願いいたしたいと思ひます。

【山勢委員】 すみませんが、もう1回ちょっと確認したいんですけれども、これは何をやる会議でしょうか。

【事務局（中島）】 こちらについては、もともと議会等から福祉有償を積極的に活用できないかというものの陳情があって、それをきっかけとして、今の課題となっています地域公共交通会議でやっています乗り合い交通だけでは今の国立市の移動困難者、移動制約者の方を交通システム上、利用できない、救っていけないというようなことがございますので、そういった課題を検討して、ではどういった福祉的な交通システムがいいのかということをご意見からご意見をいただいて、方向を決めているという会議でございます。

【山勢委員】 ここで平成26年度第4回と、それと第5回の地域公共交通会議の要点録がここにあるんですけれども、全く違うことを書いてあります。

【事務局（中島）】 具体的に言うと。

【山勢委員】 福祉有償運送の積極的な活用というところで、どういうふうにやればいいのかというのをいろいろ書いてあるけれども、全くこんなに活用しないのであれば、地域公共交通の中に入らなくていいって言っているんじゃないですか。福祉有償運送がなぜここまで認められないのかっていうので、26市の運営者協議会の中に入っていたらこれは話にならないということで、国立でも交通不便者がいっぱいいるって言っているけれども、交通不便の方というのはここで言ったら、このNPOの人間ばかりであとの人間は理解していません。市民が理解していないようなことを会議にかけてもどうしようもないし、ワークショップというんだったらこれは何をやるのか全く意味がわからない。理解ができないことを先行してやられて、いつも言うように落ちてきてから何もかにもできない状態では何も話ができないです。

【事務局（中島）】 地域公共交通というと、公共交通自体はちょっと誤解があるかなと思っておるところなんですけれども、皆さんはどういうイメージを持っているかというのがちょっとわからないんですが、一般的に公共交通というと誰もが使えるような交通ということが前提になるかと思しますので、その場合は。

【山勢委員】 いやいや。

【事務局（中島）】 ちょっとすみません、聞いていただけますか。その場合は一般的には路線バスであったり、タクシーであったり、またコミュニティバスであったりというのが一般的な公共交通と言われるようなものでございます。そういったものを今度は……。

【山勢委員】 でも公共交通で足りないから今度はこの話をしないといけないということになったわけじゃないですか。

【事務局（中島）】 で、そういったものでは足りないのを福祉的な交通を考えていきたいと思います。そのためには本来であれば別な組織があってもいいのかもしれませんが、交通のことを話している中で、地域公共交通会議の中に部会をつくって、福祉的な交通について皆さんのご意見をいただくということで、実際タクシーだとかバスだとか、これはバリアフリーの観点ももちろんございます。関係部署というところで、福祉の関係部署、医療関係部署、ケアマネージャーのところというところで各委員さんが出てきて利用するほう、あるいはその介護事業所のほうも実際に職員として携わっている方とかというところで、ご意見をいただいて、福祉的な交通をまとめていくというのがこの会議の趣旨でございますので、決して……。

【山勢委員】 いえいえ。私が最初にこの説明を受けたのは、福祉交通のことを地域公共交通会議

に上げるための部署だと。それで別の部署を設けてやったと聞いているんですけども、上に今度は上がりたいと私は言ったはずですよ。地域公共交通会議と有償運送会議と一緒に今度はやってもよろしいと関東運輸局も言っているわけじゃないですか。で、片やこの中では国立市の交通は地域公共交通会議の中に入れる必要はないって思い切り言っているじゃないですか。女性の委員に入っただけるとより細かい意見をいただける場ではないかと考えていると、はっきり書いてあります。

【事務局（中島）】 山勢さん。地域交通会議というのは基本的には乗り合いの交通で、本来は。

【山勢委員】 いやいや、話を大きくするのはわかるけれども、今できないことを今度はやろうとしているのに、何でできない団体を今度持ってきて、わざわざやるのかということですよ。

【事務局（中島）】 できない団体って。ちょっとすみません。で、福祉有償というのは、特定な人を運ぶ交通システムになっていますので、運営協議会というのは多摩地区26市町村で、実際、国立市もそこで参画しています。そういった中で、今、国立には単独でそういうところは設けていません。ですが、今、福祉交通を検討する中で、やはり単独でそういった会議、運営協議会というものが国立市の中にあってもいいよねということであれば、それは検討の余地はあるとは思いますがけれども、まだ、今そこまで話はいってなくて、まずはシステムを皆さんから。

【山勢委員】 いやいや、まだシステムっていうものではなくて、ほんとうにどれだけの人が必要なのかっていうのを今回は高齢者の方を介護しているケアマネージャーが、これは不便であるというアンケートのもとに始まったものだと私は思っています。それをしょうがいしゃが何かに広げることは悪いことじゃないと私は思いますがけれども、でもテーマがずれてしまっているというのはおかしいと思うんですけども。

【事務局（中島）】 移動制約者、あるいは移動困難者、そういった中に高齢者、しょうがいしゃの方、またお子様連れの方といった移動制約を持っている方というのがおりますので、それをこの人だけをとってどうのこうのというふうには考えてございません。移動制約の方、全体を考える中で、その中に移動困難者の方も当然のことのように入ってもおかしいとは考えていませんので、今、特別しょうがいしゃだけとか、高齢者だけとかという分け方はするつもりはございません。

【山勢委員】 いやいや、それを今度はばらけさせてしまわないことには、話にならないわけでしょう。全部をぼやけさせるもんだから焦点ぼけしてしまって、何も決まらない会議になってしまうんですよ。今まで国立市は高齢者は困ってないってはっきり言い切ってきているわけですから。交通不便地域ではないと言っていたんですから。だから私はそのことに関して、ああ、交通不便地域ではないですよ。交通ふびん地域だということを言っています。今日はおられないけれども、ある人は随意的任意契約（編注：発言ママ）とか、何か意味のわからないことを言われましたけれども、不便とふびんの差というのを、私も国語辞典で調べました。不便、使いにくいこと。ふびん、かわいそう。国立市は交通不便ではないけれども、ふびんで使いにくいからかわいそうなんですよ。このふびんで使いにくい人を今度どうにかして救済しないといけないということで始まるんだしたら、私も話はこれ、飲みますよ。しかしそれを今度ぼやけさせてしまって大きくするのはなくて、あれは高齢者に対してのアンケートをもとにしてあるのであれば、それをまずまとめてから、その後で高齢者にちなんだ高齢だったら車椅子とかに乗っている人とか何かいろいろいるはずですから、その人たちを中に入れてくれるというならわかりますけれども、最初からこんな何か意味のわからないことをするし、これなんかもそうですけれども、白ナンバーで送る車って。この中で4条ぶらさがりだったら、頭が4条だからこれはタクシー事業ですよ。色ばかりで変えるんじゃないと言われたけれども、NPOとは

何ぞやと。福祉有償運送は地域公共交通会議の中には入っていないというのをはっきり出さないといけないし、前から言っているようにおおむね2分の1でやりなさいと言っているところを飲んでやっているわけだから、その金額の表示というのはどういうふうになっていますかというの、それも何もしないままでずっと13年間やってきたわけでしょう。市民に対する選択肢を与えるということは全くない。これはどう考えられているんですか。増やそうと思うなら、まずじゃあどういふような現状であるという現状を見てからこういう会議をすればいいのであって、現状も見ずしてここで今度はああでもない、こうでもないと言っている、誰も参画するようなものではないです。

【事務局（中島）】 山勢さん、多分求めるところは一緒だろうと私は思っています。

【山勢委員】 いやいや、求めるところは一緒なんだけど、求めるベクトルの方向があまりにも違い過ぎていて、時間がかかり過ぎているから13年間もやれなかったんでしょう。

【事務局（中島）】 高齢者だけを対象にして、高齢者の移動困難だけを考えるということであれば、何も私どもの地域公共交通会議の中に設置することはないわけで、やはり。

【山勢委員】 いやいや、じゃあしょうがいしゃ事業を今度は入れる機会があるのであれば、おおぞら号があるわけじゃないですか。

【事務局（中島）】 いや、福祉的な交通を全体的に考える。おおぞら号も含めてもちろん考える必要があります。

【山勢委員】 じゃあおおぞら号のときに何で言われなかったんですか。タクシー事業者は事故を起こさないから安心であると。白ナンバーは不安だから今度はできないって。今日、欠席されている委員さんが言われましたよね。誰かさんは10年前にアンケートをとったけど、アンケートの結果もさらさないままでそのままやってしまった。国立市の高齢者に対してどういうものが求められるか。10年前、私なんかちゃんとアンケートをとっていて、それでも何でもやっている。それでもこのそのやったことを評価せずにあなたたちがやっていて、ものを上から落としてくるんだったらやっても一緒の会議でしょう、これは。この交通会議の中でも入れないってはっきり言っているということは、じゃあ事業者さんは出ていってもらっていか、きちんと市民ばかりで話したほうがもっと実のある会議になると思いますけれども。

【事務局（大川）】 すみません。高齢者のことでお話しさせていただければ、確かにアンケートをおとりして、その中でやっぱり移動に関してご苦労されている方々がいらっしゃるという結果が出ていますし、交通の不便か不便じゃないかっていうこと以前に、高齢になるとお体がどうしても悪くなってきて、今まで通常に歩いていらしゃった方、動いていらしゃった方でもなかなかそれが難しくなってくるので、幾ら便利な地域にいらしゃっても、あるいは逆であつてもいずれ高齢になったときには何らかの輸送手段を考えなければいけないという認識を事務局のほうでは持っているわけです。福祉交通の中で検討するのは、高齢だけではなくてしょうがいをお持ちの方とか、あるいは移動にある程度制約困難性がある方というような方々。皆さん市民ですから、市民の方々にとってどうなのかという観点で一旦福祉交通会議を福祉部門と交通部門で協力しながら皆さんにご協力いただいて開催していると。そういうような今までのプロセスがあります。このプロセスの中で一旦そういった検討、課題を揉む中で、この次の段階で高齢にとってはどのような施策が具体的に必要なのかというように入っていくんだと考えているんです。

【山勢委員】 ちょっとそこで言うならば、13年も私たちがやっていて、今まで一度も揉まれることもなく、この前まで、つい最近まで高齢者を全然不便でないと書いていたことに関して、これは

どう考えられているんですか。

【事務局（大川）】 市役所の進みぐあいというのが、山勢委員からすると遅いという、その考え方というのはわかるんですけども。

【山勢委員】 いや、遅いではないですよ。きちんと今度は、ちゃんと自分たちで調べてからやったのかって。今回大川さんにも言ったけれども、これはちゃんと中立のいいアンケートだって言いましたよね。前までのアンケートってごらんになったことがありますか。全てバス、タクシーの中に紛れ込ませてしまって、意味のわからないことにやって、NPOとは福祉有償運送だってわからないようなアンケートを何回もとっています。純粋なものでものを始めましょうよって私は言っているだけです。

【事務局（大川）】 その時点でやっぱりもとに戻って、一からってというようなことよりは。

【山勢委員】 いやいや、もとに戻るのではなくて、きちんと今回高齢者の方についてのアンケートの結果が出ているわけでしょう。これも今度はケアマネから出ている結果が。私は前から市役所の職員さんたちに言っていたけれども、あなたたちが高齢者の耳元に行って、お茶とようかんを持って行って、話してごらんなさいよと。市役所に行って、あっちでやれ、ここじゃありません、あっちです、こっちですって、3回も投げられれば高齢者も帰っちゃうんです。これ毎回言っていることですよ。きちんと対応したことがあったらここまで問題は大きくなっていないはずですよ。

【事務局（大川）】 全体がそうというよりは、そういうことも確かにあったんだというふうに思いますし、以前のアンケートの出来不出来ということを今ここで話ししても、既にその後のアンケートをやって、それでケアマネージャーもやって。

【山勢委員】 いやいや、アンケートの出来不出来ではないです。アンケートの結果が、直近のやつが出ているからそのことに対してはどういうふうに言っているのかと聞いているわけですから。

【事務局（大川）】 高齢の方に支援している方も入っていただいているわけですから、もう今のその話をするよりは、これからどうするかっていう話をしたほうがいいんじゃないかと。

【山勢委員】 だからそれを今度は今年の7月から始めていて、何も話になってないじゃないですか。

【佐々木部会長】 すみません。前回のときも山勢委員から高齢者の方が何かの形でしょうがいを持ったときにどういう扱いで考えるの？というような問いかけがあったと思います。そういったことを含めて、行政とすれば高齢者であろうがしょうがいをお持ちの方であろうが、小さい子供を連れての方であろうが、移動に制約を受ける方たちに対して福祉的な立場も含めてどのような形で市が取り組んでいけるか、あるいは事業者の方、あるいは市民が協力し合いながら取り組んでいけるかということ、ここで皆さんの意見を聞きながら考えていきたいということで、福祉交通検討部会をつくっていますので。

【山勢委員】 じゃあもう1回ちょっと聞きますけど、さっき言った不便でふびんだということで考えていますと、雨が降ったり雪が降ったりいろいろなときになって、タクシー事業者に電話してもタクシー事業者、取りもしないと。そのときに、じゃあタクシーと言われるように、26市のタクシー事業者ですよ、これは。ここのタクシー事業者さんではない。これ先に言っておくけど。何で私たちNPOがケツ拭かんといかんの？って。ほんとうに予約をいただいた人のところにも行けないような状態でいきなり来てくださと言われてもこれはどうしようもないわけですよ。

【佐々木部会長】 そういったことも含めて、どういう対応を考えていくかということで。

【山勢委員】 いやいや、それは何年も前から言っているのを。

【佐々木部会長】 ここでそれを話す場ですので、皆さんの意見を聞きながら、そういったことをどう対応できるのかということ話し合っていきたいと思っていますので。

【原田委員】 ちょっといいかい。山勢さん。

【山勢委員】 いいですよ。

【原田委員】 要は特需のときの話が今、ちらっと出たけど。特需というのは雪、雨、あるいは電車がとまった、あるいは今、国民保護協議会と防災会議と話し合っていますけれども、何か事が起きたとき。あるいは地震、こういう震災。いろいろあるよね。だからそのときの話っていうのは全部間に合わないです。日本中全部です。この3・11のときもそうでしたし、最近、数年前の2週間にわたった大雪のとき、前回の都知事選挙。大雪でしたよね。あれはもう普通のタクシーももちろん全然間に合わない。そういう特需のときの話は、これは解決はできません。ただ、そのときに、一番いつも私も話しているんですけども、生き死にの問題にかかわるような問題について我々は実は優先しているんです。そこだけは理解していただきたい。

【間淵委員】 いいですか。今、皆さん各論のことをおっしゃっているので、まずはそれぞれ私、前回出ていなくて詳しいことはわからないんですが、高齢者の移動サービスについてという資料と、しょうがいしゃの移動サービスについてというのと、子供連れ等の移動サービスについてという3枚の資料があったかと思うんです。その中で、まずは今、直近で国もどこも問題にしているのは、2025年の高齢者はどんどん増えていく。国立も高齢化率が21.2%ですか？が増えていて、直近の問題が国立はしょうがい厚いとほかの市からは言われていて、それが現実がしょうがいの方たちにどの程度、行き渡っているかどうかかわからないにしても、今の状況で大きく変えることはないんじゃないかとか、もっといいサービスがあればいいんじゃないかということがあったとしても、あとはお子さん連れの方と3つの種別の中で今、優先しなければいけないものは何かということに焦点を当てて、この会議が先ほど山勢さんが言っていることが全てこうではなくして、基本的にはこの1回目の会議では今回は高齢者の移動サービスについて話しましょう。何回の会議かわかりませんが、その次はしょうがいのことについて話しましょう。その次はお子さん連れのことについて話しましょうという形で焦点を当てていけば、1つずつ解決していく問題だと思うんです。それを全て網羅して、中間点を探そうとしているようにしかやっぱり感じないです。今、直近の問題が何かということを考えて討論していけば、1つずつ解決していきませんか。今言ったこととかも焦点化されていくと思うんです。それぞれが困り度が違うと思うんです。高齢者としょうがいしゃ、高齢者とお子さん連れの方々、それぞれの困り度が違うので、その人たちにどんなものを。要するに高齢者に関しては介護度だとか、自立していらっしゃる方もいるわけですから、高齢者の今、置かれている現状で何が必要とされているのか。その中には福祉有償のことも入ってくるでしょうし、あとしょうがいしゃに関してはどんなものが必要で、今足りないのは何だろう。お子さん連れの方に関しては、今の現状はどうで、困っていることは何なの？という形で、1つずつの議題を整理していかないと、ごっちゃになってしまって、山勢さんがおっしゃったように焦点がぼやけていくような気がするんです。そこら辺のところの会議の進め方を工夫していただければ、お話が進んでいくんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【佐々木部会長】 前回、高齢者、しょうがいしゃ、あるいは子ども連れの方の交通ということで、それぞれについてご意見等伺ってきました。その中では、例えば子供連れの方であればベビーカーだ

ったりとか、それについて公共交通の対応はどうなっているのか。それで、そこの中でケアマネの方からは高齢者が歩行するのに必要な、何ていいましたっけ、ごめんなさい。シニアカーといいました？シルバーカー、あれについての公共交通での対応はどうなっているのかというようなことをこの場で話し合ったりもしました。そういう意味ではまだ高齢者、しょうがいしゃ、子供連れの方についてもご意見をいただきながらまとめていきたいとは考えていますので、そのことを1つずつを全然ないがしろにするということではなくて、それについては前回もやっていますし、そういう意味で今回はそのことを考える上で、交通の手段となる四輪の自動車についてどういう考え方があるのかと。それであとはワークショップで実際にそれに携わっている方や実際に利用している方たちの声を聞きたいということでワークショップをやりたいということですので、そのことをちょっと話をさせていただきたいと思っていますので、ご理解をいただけたらと思います。

【山勢委員】 ちょっといいですか。それを言うのであれば、一番最初から話さないといけないけれども、国立市は一番最初に26市町村の運営協議会に入ったときに何て言ったのか。いや、ないからと言いました。ないからというのは、NPOに福祉車両がなければできないような方向に追い込まれてしまったからほかの団体は全部手を引いたんですよ。これは悪い言い方をすればパナカー（編注：発言ママ）でばーって焼き払ったようなもんですよ。今までやっていた団体もあきらめざるを得ないような状態にしてしまって、その約1年後、セダン型が認められました。一番最初にタクシーをおおむね2分の1と書いてあるところには、私は資料を持っているから出してもいいけれども、国立市はアンダーラインを引いているんです。でも2分の1以下をずっと連呼してきたんです。ごくごく最近私があまりにも国立市に言っても何もしないものだから、私が26市の運営者協議会の中で言いました。国立市に対して私がお願いしているのは、永世中立を保つために関東運輸局から人員を持ってきて、勉強会をしましょうよと言っても今まで1回も勉強会したことないですよ。言った委員は何と言ったからいったら、2分の1以下を言っていたのが、関東運輸局にお尋ねしますけどっておおむね2分の1ですか、2分の1以下ですかと言ったときに、おおむね2分の1ですって関東運輸局が言ったら黙っちゃいましたよ。じゃあそこまでのうちのロスト（編注：発言ママ）というのをどういうふうにかえるんだろうとか。

【佐々木部会長】 ごめんなさい。山勢さん、福祉有償運送の関係でこの26市町村の運営協議会ですから、例えば。

【山勢委員】 いえいえ。ごめんなさい。ちょっと待ってください。ちょっと待って、ちょっと待って。

【佐々木部会長】 例えば国立市で運営協議会を開く。

【山勢委員】 ちょっと待って。国立市が国立市にちゃんとある団体を利用するんだったら私は何も言わないですよ。福祉総務課が言っていることは何て言っているかって、くにたちさくら会は高齢者専門の団体でありますってはっきり言っていますよ。これも議事録の上に載っている。国立市自体がこういう誤った認識とか、自分たちでどこまでどういうふうに行っているというデータも知らないで、今やっと8月になってワークショップで調査します。違うでしょう。そういう会議を行う前にちゃんと調査してから会議をするのが普通じゃないですか。もう決まったことを上からどーんと落としつけてから、これで決まりですと言ったら、誰も反対できないじゃないですか。

【佐々木部会長】 決してそういうような進め方をしているとは思っていません。

【山勢委員】 いえいえ、そのような進め方になっているから私がここまでこんなきわどい、くど

い話をしないといけないようになってしまったんです。

【佐々木部会長】 ごめんなさい。福祉有償運送についてもこれからどんどん話していきたいと思いますが、この会議自体はそういった福祉有償だけではなくて、移動制約者を含めた福祉的な交通ということで、全体の中の話をしていきたいという形での部会でやっていますので。

【山勢委員】 今までが全てそういう考え方をやっておって、じゃあ何度も言うけど予備の会議を持ちなさいと言っても、予備の会議で、今、中島さんは懇切丁寧に私の話に応じてくれるけれども、何で藤崎部長は出てこない。一番健康福祉部長が悪い。あれなんか私と一緒に同乗して行って、車がばーんとぶつかる場所から全部見ているよ。それが課長だったのが部長になったからどうにかしてくれるだろうと思っても何もしないじゃないですか。

【事務局（山本）】 よろしいでしょうか。福祉有償運送の話がずっと出ていますので、その所管の私が課長なので私からお話しさせていただきますけれども、先ほどから事務局のほうからお話しさせてもらっていますが、この場合は福祉有償運送のお話だけではなくて、福祉交通全般のお話をさせていただく場なので。

【山勢委員】 だけじゃなくて、大きくして逃げるからこういうふうになるんでしょうが。

【事務局（山本）】 福祉有償運送のお話、過去の経過とか、これからの考え方とか、運営協議会をどうこうするのかということについては、改めて福祉総務課のほうと山勢さんとお話しする場を設けますので。

【山勢委員】 いやいや、こんな無駄なことをやっていたって話にならんでしょうって。

【事務局（山本）】 その場でお話しさせていただければと思っていますけれども。

【山勢委員】 ねえ。何でもそうなんだけれども、問題があるから話し合わないといけないんだけど、その問題をあなたたちはちゃんと把握しているのかと。

【事務局（山本）】 申しわけない。山勢さんとはこの話、何回もさせていただいていますよね。なので、また別の場でお話しさせていただければと思うんですけど、それではいけませんか。

【山勢委員】 じゃあいいや。福祉総務課のことはちょっと外しておいて、ここでどれだけの人が上がっているのかというのはちゃんとデータを持って話をするんだったら私は何も言わないですよ。何%の人が、じゃあ例えば子供連れのお母さんがどういうふう困っていると。どこら辺に固まっていると。そういうデータを持っているんだったら俺は何も言わないし。今までだったら子連れは触るなどか言っていたのが、今度はいきなり持ってこられて。じゃあ今まで私たちは、私は高齢者に特化しているつもりはないけれども、高齢になって車椅子に乗った人もいるからうちは福祉車両も持った。でもそのことによって、実際使える人が使えなくなったら困るからふびんになるんですよ。ふびんになったらかわいそうだから今度はタクシー事業者をきちんとすみ分けようと言っているだけです。なぜか知らないけれども、公共交通の中に入っていくのを今度はえらい怖がられているけれども、何か探られてはいけないようなことがあるのかって。関東運輸局も公共交通と福祉有償の会議を兼ねてやってもいいって言っているのに、なぜあなたたちは福祉有償交通に関しての質問というものも私たちと市役所とタクシー事業者を交えて何で関東運輸局を呼んで、学校の先生じゃないけど勉強会をしようっていう提案にも乗らない。これが不思議で不思議でならない。だから共通の話題がないからこういう外れた意見が出てくるんですよ。あなたたちにとっては、外れた突拍子のない意見を私が言っているだけだと思っているだけだと思います。

【事務局（中島）】 ちょっと整理させていただきたいんですけど、13年前ということをお話

れているんですが、まあ確かにそのときに。

【山勢委員】 いえいえ、13年前って、そのときからずっと毎年、毎年更新しているわけ。言ってきたよ、私は。

【事務局(中島)】 聞いていただきたいんですけど、13年前に確かに福祉のほうで福祉有償を所管として扱っていました。そのときに最初の立ち上げのときは多分運営協議会は国立市にはなくて、国立市だけではなくて、ほかの市町村でも大方のところは運営協議会はなかったはずですよ。そういった中で、多摩地域でまとめて運営協議会をつくったという経過があるはずですよ。ただ、福祉だけではやはり交通というのがなかなか特化してやることができないということもあり、また乗り合い交通というのはまた特定な人を運ぶわけではないですから、また別な交通システムになっていますので、そういったところで、4年ちょっと前ですけれども、地域公共交通会議というのが初めて国立市の中につくったということです。それでずっと今、来ているところですけども、26市の運営協議会の中ではなかなか福祉的な交通を検討する場にならないということもあって、交通会議の中に部会を設けて福祉的な交通を検討していきましょうということで、昨年からはじめましたので。

【山勢委員】 中島さん。中島さんはさっきも言ったように丁寧に物事を答えてくれているし、私も何も言わないし、ここではちゃんと名前まで記載されて誰が発言したっていうのは私も責任持って発言しているつもりで言っている。でもこのままであったら、26市の運営協議会と全く変わらないようなことになってしまう。

【事務局(中島)】 で、聞いていただきたいのは、今、福祉交通を検討する中にももちろん組織、運営協議会も含め、地域公共交通会議も含め、そういった組織の課題というのも当然出てくると私も思っています。今すぐ組織のことをやる前に、対象とする人は誰なんだということをずっとここまでやってきました。その後、そういった人を運ぶための交通手段はどういった手段があるのかを皆さんに理解していただきたいということで、前回と今回、分けてやっているんですけども、その後にワークショップ、市民の方のご意見とか地域の方のご意見といったものをまとめて、次のときには具体的な福祉的な交通の方向の案としてお示ししていきたいというのが事務局のほうの考えでした。ちょっと山勢さんはそのスケジュール感では遅いというような感覚をお持ちなんだろうと思っていますけれども。

【山勢委員】 いやいや、遅いではなくて、国立市が今まで言っておいたのは右も左もわからないNPOに任せて何になるっていきなり言われました、私の最初のころは。

【事務局(中島)】 その13年前にそういうことを言われたのかもしれませんが、私どもは決してそういうふうには思っていないし。

【山勢委員】 いや、だから私どもは(編注:発言ママ)決して思っていないだもの。

【原田委員】 やめてよ。もう結局、前向きにやろうとしているわけでしょう。ただ山勢さんが言いたいのは、僕は聞いているんだけど、あまりにもアクションがなさ過ぎたし、勉強が足らなかったということ。それをやはり市のほうも認めたほうがいいと思う。なぜかという、今すごく、今の福祉の方々あるいは交通課の方々は一しよっちゅう聞いてくるんですよ、いろんなことを。前はなかったんです。だから山勢さんが頭に来るのは僕はよくわかっている。ただ、これ今、せっかくやり出してこれだけの方々が集まってきたので、前向きにアクションがやっとならしたので、この3つをいっぺん、あるいは4つも、僕はもう1つあるとは思いますが、結局それを細かくやるにはここで、まあ要はいろいろな問題をそれぞれのものを出す、その程度までしかできないと思いますよ例え

ば1年でやるとしても、ただそこで方向性がまず、せっかく。初めてだからね。これをやり出したのは。方向性を持って、ただ、山勢さんも私もそうなんだけれども、最初にやり出した僕ももう65になってしまうんです。だんだんと年をとってきて、体も動かなくなってきて、ところがお客様も実はそうなんです。高齢者の方もだんだんもしかしたら級が上がって、5、4、3と。そういう状態でサービスの我々移動手段の事業者も追いつかなくなっていたりして、多分忙しくてどうしようもない状態。私は今日も福祉のほうに資料を出しましたけれども対前年でやはり伸びています。相当伸びています、びっくりするほど。それだけ需要があって高齢化が相当進んでいるというのも事実なんです。だからそれに追いつくには皆さんの協力をいただいて、ほんとうにいい答えを、それぞれの分を出していかないといけないと思うので、ここで答えはいっぺんには出ないですけども、山勢さん。山勢さんの言っていることは多分皆さんはわかっていると思います。

【山勢委員】 中島さん、はっきり言うけれども、俺は面と向かって銀星さんをけなすことないよな、通常。何でかって銀星さんだけでできるものでもないし、うちだけでもできるものでもないから、事業者は増えたらいいとは私も思う。でも事業者が増えるためにはそれだけのパイがないといけないけれども、パイがあってもそれに周知していないことに関して怒っている。これは今、笑われたけど何を私が怒っているかよくわかられているから。ほんとうに使いにくい人にどういサービスを提供できるのかっていうのを言うことが市役所のサービスの提供でいいんじゃないか。うちなんかリフトタクシー持ってないもん。リフトタクシーじゃないといけない人もいます。うちのおじいちゃんなんかこの前そうだったけれども、ストレッチャーないと入れませんって。電話したら、いや、ロケが入っていますから来れませんって。は？って。仕事だからロケ入れたんだろうけれども、さっきも言ったように使えるときに使えない車は不便なんですよ。だから選択肢をある程度設けないと、女性の方もいるけど、バーゲンに行ってからバーゲンセールのものがなくなったらがっかりするんです。どうしても余るぐらいの余力のあるサービスの体系にしないと、もう年寄りの数、しょうがいを持った人、いろいろな動けない人たちというのはどーんと増えます。10年前よりも明らかに増えているはずなんだから。

【原田委員】 そのためにアクションを早目にみんなで頑張っているいろいろな答えを出していく。問題提起だろうね。

【佐々木部会長】 そうですね。山勢さんや原田委員さんが言ったことはもっともだと思います。そうなので、そのためにどうしたらいいかということをお話し合っていきたいと思いますので、今日はせっかく……。

【山勢委員】 そのために、数字をちゃんと把握してるんですかって。把握してあつてからの会議でしたら別に何も言わないですよ。さっき言ったようにどういう人が何%になっているのか。

【原田委員】 必要性を把握しているかっていうことであつて。

【山勢委員】 ニーズがちゃんと把握されておつて会議するんだつたらいいですよ。

【事務局(中島)】 第1回目、第2回目のときに、一定の国立市民、要介護者、要支援者というような数字も出ささせていただいております。各部署から子供連れのお子さんについて、子育て支援室とかそういったところから意見を募集をして、アンケートはもらって、その辺も報告しているつもりです。ですので、具体的な数字が必要なものについて、事務局のほうにですね。これは出せるものと出せないものが当然ございます。調べていないものについては申しわけないんですけども、持っていないものについては出せないです。ですから、そういったものが必要だろうということであれば、今

後調べていくこともできるかと思しますので。

【山勢委員】 いやいや、じゃあもうちょっと具体的にわかりやすく言います。例えば子連れのお母さん。この子連れのお母さんで、うちも子連れのとときによく言っていたけれども、タクシーの運転手さんって待っていてくれるんだっいたらいいんだけど、帰りまた違うタクシー呼ばなきゃいけない。雨が降っていて、保健所に行って全然違う人がいて、タクシーのとり合いになって気分が悪くなることもあるって。そういう部分もあるし、ここをじゃあNPOって今まであなたたち高齢者としていじやしかいじくってないのに、何で触れるってタクシー事業者は思うかもしれない。こちら辺の部分でこれはこれ、これはこれで分けないといけないという部分があるでしょう。違う？ わかりますよね、原田さん。

【事務局(中島)】 個々のケースバイケースの事例とか事案とかというのは、今、山勢さんがおっしゃるとおりのことはあると思います。そういったものはデータとしてそれが何%いるかいないかとかってというのは…。

【山勢委員】 いや、だからその苦情っていうのは市役所に来るわけでしょう。こういうときどうしたらいいのかって、そこら辺にはきちんと対応していますかって聞いているわけです。

【原田委員】 じゃあデータがどんなものが必要なのか。後で私も実はこれが必要だなと思うのが幾つもあります。病院の送迎している方々、相当あります。例えば名前出すと長尽会とかね。わかりますよね、長尽会ね。それから駅前クリニック、腎クリニック。あるいは南口診療所とか、あるいは新田さん。いっぱいあります。相当数運んでますもので。そういう数字も含めていろいろな数字、データをできれば。じゃあそれを後で。もしそういう時間がとれたら、こういうデータも欲しいとか。山勢さんがせっかくそう言っているんだから、今後の……。

【山勢委員】 だから今、ちょうど腎クリニックの話が出たけど、腎クリニックなんか一番最初に言ったけど、しれっと今度、市外のNPOが来て、あそこも石畳の上に車をでーんと置いている。俺が何かもうここから上に上げてくれて。タクシーの看板を背負っているんだっいたら面と向かって市民は文句は言わないけれども、NPOに対することは文句言われるとかそういう部分があるわけ。それとか、あそこは角地だからとめてはいけないとか。そういういろいろな部分があるんだけど、そういうことを話し合いましょうよと言っているわけ。これは送ってもらう人も。送ってもらう人が病院にいれば、病院はある程度対応してくれるんですよ。ところが、じゃあ違うっていうんで、あたふたしながらだったら、せっかくいいこととして送ってあげたって、病院から文句言われる、利用者から文句言われるんじゃ、これはたまったもんじゃない。

【原田委員】 山勢さん、それはたまっているのはわかるけれども、前向きに行こうよ。それ、僕もそれはわかっているから。

【佐々木部会長】 そういった意味で何か数字的なものが必要だということであれば、後ほどお伺いして、出せる数字については出していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

【山勢委員】 だから市役所が必要とされているものと私たちがやろうとしていることが合致していないからここまでがたがたになっているわけでしょう。

【原田委員】 それは今回からは多分いい方向に行くと思う。今まで全然なかったから。

【山勢委員】 でしょう？ だからそこを私は言いたかったの。

【佐々木部会長】 わかりました。後ほど何か数字的なもので必要なものがあれば言っていただければと思います。

それでは議題に入らせていただきたいと思います。最初の交通手段、四輪自動車について、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局（中島）】 それでは部会資料No. 1-1、交通手段についてとNo. 1-2をちょっとごらんください。申しわけございません。少し説明が長くなるので、1、2、3の項目ごとにご説明した後に、ご質問なり、何かご意見をいただければと思っております。

1の交通手段の分類と、なぜこのことをまた言うのかということなんですが、やはり山勢委員からもあったように、なかなか交通手段を考えるとときにいろいろな法的なものがあるって、多分ぱっと聞いただけではわからないいろいろな交通になっているということがございますので、ちょっとおさらいの意味も含めて聞いていただければと思っております。

法的な分類ということで、一般旅客自動車運送と特定旅客自動車運送といったものは緑ナンバーということで、車のナンバーが緑色になっています。これは資料1-2をちょっと見ていただければと思います。乗り合いと書いていまして、こちらは緑ナンバーでやられているのが、一般的にバスだとか、くにっこだとかくにっこミニといったものが乗り合いになっていて、しかも許可制になっていますので、道路運送法の許可が必要になっています。こういったものがありますよと。一方、乗り合いでも白ナンバーということで、法的な規制がないものもございます。これは国立の場合、ちょっとないんですが、市町村運営、有償運送の中に交通空白地域ということで、ちょっと言葉は悪いですけども過疎地域だとかといったところへバスだとかタクシーがないようなところ、NPOのような事業団体が入って、直接やられるという場合なんですけれども、これはちょっと国立にはないです。あとは無料でやる場合ですね。自治会だとか町内会で運送をやるとかというような場合。これはそもそもが道路運送法の適用にならないということもございますので、そういったものがありますよと。この乗り合いについてはあまり深く今、やるつもりはないです。

次の単独での利用ということでございます。一般的にタクシーです。個々の契約で乗る場合なんですけれども、タクシーの場合が一般的です。これは緑ナンバーと。タクシーの中にもちょっといろいろな種類があって、運転手がヘルパー資格を持っていたりとかという形でやっているものもございます。こちらは銀星交通さんでいえば、リフトつきタクシーなんかはその辺になってくるのかなと思っております。

その同じ緑ナンバーのタクシーなんですけど、福祉輸送限定というのがございます。これは一般的に4条許可とかということなんなんですけれども、そういったタクシーの二種免許を持ちつつ、福祉の輸送をやっているというようなところがございます。この辺が、ちょっとわかりづらくなっているところの原因なのかもしれません。あと民間救急とか、ストレッチャーだとか。ちょっと下が切れていきます。申しわけございません。

白ナンバーになるところなんですけれども、これはもちろん自家用車。自分のところの車だとかいったところなんです。これは無料ということもありますので、白ナンバーと。また家族が運転するような車だとかNPO、自治会といったところで実施する福祉有償運送。これは当然山勢さんのようなNPOがやられているところがございますけれども、そのほかに、福祉有償をやられる事業主体がかなり増えていきますので、そういったところもこの後またご説明いたしますけれども、どんどん活用できればなと考えてございます。

一番下のところが、これがちょっとわかりづらいところで、福祉タクシー事業許可の介護保険事業者等の介護ヘルパーが有償で要介護者を運送する車両ということで、ホームヘルパーさんにちょっと

何か行くついでに一緒にというような感じから始まっているのかなとは思いますが、基本はさっき言ったタクシーだとかといったものの事業をやつつこの自家用自動車を使ってやるということで、白ナンバーにはなっていますけれども、緑ナンバーが基本にないとやれないということがあって、ちょっとこれは特殊なものです。

【山勢委員】　そこで質問なんですけれども、4条ぶらさがりをどういうふうに認識されていますか。

【事務局（中島）】　認識と言われますと。

【山勢委員】　4条ぶらさがりはこれ、タクシー事業者でしょうか、白ナンバーだけ。

【事務局（中島）】　4条自体は……。

【山勢委員】　料金はタクシー料金でしょうか。

【事務局（中島）】　ええ。4条自体はタクシーということですので、こちらのほうはそういった面ではタクシーということになるかと思えますけれども、ただ……。

【山勢委員】　いえいえ、タクシーの料金でしょうか、料金でないのでしょうか、白ナンバーでやって。

【原田委員】　悪いね。それは皆さんにわからないので、説明するけど。

【山勢委員】　俺も後で原田さんに説明してもらおうと思ったけれども。ちょっと意地悪で、じゃあどういふふうに市役所は認識されているのか。

【事務局（佐藤）】　それは私から説明しますけれども、まず白ナンバーで4条ぶらさがり、道路運送法の78条3号の許可を取るものですけれども、基本的には4条許可を取られている母体のタクシー事業者さんと訪問介護を利用する方が契約されますので、タクシーの料金、その大元の4条許可を受けている認可料金と全く同じ形態でやるというのがこの78条、4条ぶらさがりの料金だというふうにはこちらは認識しています。

【山勢委員】　じゃあそのときにその白ナンバーの車にはタクシーメーターはついているんでしょうか。

【事務局（佐藤）】　こちらはメーターをつけない場合が多いと思います。というのは4条が福祉タクシーの認可運賃というのは普通の、原田さんなんかのところとは違って、あれは時間距離併用制という運賃ですが、4条限定の場合は距離制もしくは時間制、あるいは定額制など、大分弾力的に運用されていますので、メーターは必ずしもついているわけではないです。

【山勢委員】　富士介護サービス（編注：発言ママ）さんがやっているのは4条ぶらさがりでしょうか。

【事務局（佐藤）】　その個別の事業者さんについてはちょっとわからないんですけれども。

【山勢委員】　一番直近でこちら辺で近いのは富士介護サービス（編注：発言ママ）さんか、あそこはどこだ。あれどこだっけ、間瀬さんのところ。

【間瀬委員】　ヘルパー？

【山勢委員】　ヘルパーを資格取らせるところ。ニチイだ。

（国立にはないね。と呼ぶ声あり）

【山勢委員】　ニチイの車っていうのはどちらでしょうか。どういうふうに認識されるの。ニチイは国立市でしょう。

（それやっているとなかなか進まないんじゃないの？と呼ぶ声あり）

【山勢委員】 いや、これをしないと、ここははっきりわからないと市民に対しての説明ができません。単に議員さんたちもこれを知らないものだからやってる、やってるで終わっているんだと思います。白ナンバーと緑ナンバーの区別というのははっきりさせないと、ここでこうもりといたら変だけど、ぼかしたような格好になりますから、ここをしっかりとさせないといけないです。お願いします。

【事務局(佐藤)】 すみません。個別の事業者さんについてはこちらの勉強不足で申しわけなくて、どこが78条の許可をいただいているというのはちょっと把握していないので申しわけないんですけども、ただそれは運輸局のほうも白ナンバーでお金を取るというのはいわゆる白タクなので、違法です、と。なので、もちろんこれに限らず自家用有償をやられる事業者さんというのは必ず車にこれは自家用有償でちゃんと許可を受けてやっていますというのを出しているんです。だから、それを見れば、違法にお金取っているんじゃないくて、合法に許可を受けてやっているんだというのは実際に車を見ればわかることですので、どの事業者さんがこれをやられているのかというのは、今後我々のほうも具体的な事例として調査、勉強をさせていただきたいと思っています。

【山勢委員】 はい。これは私の最後の質問です。これ自体がわかられない状態で、今現状、国立でどれだけの車両が走っているのか。この間、原田さんが1日で80台ぐらいの福祉車両が走っていると言われましたけれども、ここをせずして決まり事って決まりはつくれないんですよ。4条許可を受けていて、じゃあどういふふうな運転講習を受けるとかいろいろなことが出てきて、いかにも障害者マークをつけていると水戸黄門の印籠みたいに控えおろうみたいな感じで走っている人も多いです。道のまん真ん中でとめられて。こちら辺の部分を話し合わないといけないだろうし、いろいろなところでこの人たちがきちんとしているというのをしないと、交通も麻痺するだろうし。これは原田さんもほんとうにこそばいような顔をされますけれども、原田さんのところの運転手ってこんな道のまん真ん中にとめているの見たことないですよ。銀星交通さん、きちんきちんと車をとめてスムーズにやっている。これはやっぱり運転技術を原田さんが徹底されているからです。こちら辺でいう、この緑のナンバーであるというのをここに持ってくるのではなくて、これが緑のナンバーだったらこっちへ入れて白ナンバーで、何で福祉有償運送がどうなんだっていうのを書かないとこれわからないです。これを多分市民に渡されるわけでしょう。

【事務局(中島)】 これはもう公表されるものの資料になっておりますので、前回の部会の中で山勢さんだっただと思いますけれども、緑ナンバーと白ナンバーに分けることができないかということが1つ提案としてあったかと思いますが。そういった中で、この表を私どものほうでつくらせていただいたと。ただ、今言われたように、法的制度というのはかなり複雑なところがあって、一概に白ナンバーだからといって、一般的なNPOと同じような扱いになっているのかと。そうではないということなので、それはちょっと注釈をつけるなり、また工夫をしていきたいとは思っております。

それと、福祉限定のタクシーについては聞き取りをしたりとか、私どもで調べたりということで、一定のものは車両はわかりますけれども、ただそれが全て国立市内を走っている車かと言われると、なかなかこれは難しく、国立市で許可を出しているのであればいいんですけども、よそで営業所があって、国立市の中に入ってきてやっているというところもござりますので、全てを網羅するのはちょっと今の段階では難しいだろうとは考えています。

【山勢委員】 最後にと言ったけれども、国立市がそれを網羅しないで、国立市には高齢者を扱える団体しかないとか、しょうがいしゃを扱える団体がないからやるという団体もあるわけです。そこ

ら辺はじゃあ国立市が今までどういう認識をしていたかということが問題だから、この車両はどう認識されていますかという質問をしたんです。一番簡単なのは原田さんに説明してくださいというのが一番簡単です。原田さんは仕事だから知ってるもの。でもあなたたちがそれをどう認識しているかわからずこういう分け方をしておいて、いろいろなことを言っても、それがまた伝わっていくからどう認識しているの？って尋ねたんです。

【事務局（中島）】 だから福祉有償については、福祉の4条限定のタクシーについては原田委員のほうにも聞いたりして、一定の事業者はうちのほうも把握していますので、それを資料として必要だということでもありますので、次回、出せるように考えてみたいと思います。

【佐々木部会長】 よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

【事務局（中島）】 すみません。まだ説明の途中でしたので。あと輸送能力で考えますと、大型、中型、小型ということでももちろん乗り合いバスということになりますけれども、これは路線バス、コミュニティバス、また11人未満の乗り合いということでコミュニティワゴンがございます。ワゴン・セダンで考えますとUDタクシーだとか、福祉有償運送、自家用車。その他ということで、バイクだとか自転車、シニアカーなどが入ってくるのかなと考えてございます。

次に今度、料金で分けたものがNo. 1-3の資料になっております。これもイメージ図なので、必ずしも全部これが正しいということではございません。特に福祉有償の事業者さんから見れば、いろいろな設定の仕方があって、一概に標準的なものというのが難しいということがございます。こちらに示している福祉有償のほうは市内で、先ほど山勢さんがおりましたけれども、そういったところを参考にさせていただいております。その辺をちょっとご理解をいただいてこの表を見ていただければと思います。

市内で考えますと、大体一律的に2キロから3キロあれば市内は行けるかなと思ってまして、そういった中でやはりタクシーというのが少し高く設定されております。福祉有償のほうも高くは設定されておりますけれども、距離が延びるとやはりタクシーに比べるとかなり安くなってくることがございます。おおぞら号、これは国立市でやっているリフトカーなんですけれども、こちらは300円均一ということでやっています。安い定価でやられているというのがやはり路線バスであったり、コミュニティバス、あるいはワゴンというような形になってくるのかなと考えます。これは一律にこの値段が全部だよという形ではありません。ちなみにあゆみさんのほうは、たしか1キロ150円という形で大変安く設定されていますけれども、それが2キロ、3キロになってくると300円なり450円ということですので、だんだん若干高くはなってくるのかなとは思いますが。そういった団体によって、やはり料金は変わってくるということがございます。

さっき、ちょっと話の途中だったんですけれども、この料金の設定の仕方も今みたいな距離制だとか時間制だとかというような形でいろいろな分け方ができるということでございます。当然、自転車だとかシニアカーとかバイクなんかは自分で運転する分にはただということもございまして、こちらについては四輪の車だけを載せさせていただいたということでございます。タクシーのほうは大型のタクシーを基準にさせていただいています。普通車だと初乗りが730円ということですので若干安くなるのかなと思います。

これが1番の交通手段の分類ということで、3つの分類の仕方があるのかなということで皆さんにお示ししたというところでございます。

【佐々木部会長】 ありがとうございます。

1番、交通手段の分類のところで切らせていただいて、ご質問とかご意見を伺いたいと思います。緑ナンバー、白ナンバー、なかなかわかりづらいということもあろうかと思いますが、またじゃあ何か後でも気がついたら、どこのところでも結構ですので、ご質問いただければと思います。

それでは、先に進めさせていただきます。

2番の福祉交通手段について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局（中島）】 福祉交通手段として使われているもの。この四輪自動車を限定という形でやらせていただいています。先ほどのご説明とちょっと重複するところがございますけれども、よろしくお願いたします。

まずタクシーということで、4条許可です。こちらで福祉的なタクシーの使い方ということで、リフトだとかスロープなんかを持っているタクシーです。俗に福祉タクシーという形で呼ばれているところがございます。銀星交通ですと、リフトつきタクシーという形でやられているかと思えます。タクシーの中にUDタクシーというのが、特にオリンピックの関係もございまして、増やしていこうという形でやっておるところでございますけれども、これは誰でも乗れるということで、大型のワンボックスタイプのもが多いということでございます。ただし、なかなか周知の問題もあって、広がっていかないというところがちょっと課題になっているというところでございます。

②の介護タクシー、こちらは先ほど言った福祉タクシーという混同されて使われる場合が結構ございます。どちらの呼び方が正しいのかというのはないのですけれども、この場でちょっと限定させていただきますと、介護タクシーという言葉を使わせていただきたいと考えています。

一般乗用旅客自動車運送事業ということで、福祉限定、4条限定というんですか、道路運送法の4条の限定許可といいますけれども、これは先ほどA3の資料でもご説明させていただきました。こちらは二種自動車免許があれば個人でも法人でも申請可能です。もちろん緑ナンバーになっておりますので、個人タクシーの方が福祉輸送をやられることもあります。こちらは年々増えてきているのかなというのが、実態として国立市内を走っているのを見ますと増えてきていると思っております。車両のところにはたしか福祉限定とかという言葉が入っているかと思っておりますので、今度機会があれば見ていただければと思います。

次の2番目ですが、特定旅客自動車運送事業、道路運送法の43条許可なんですけれども、これは簡単に言うと工場なんか勤めている方を輸送するようなものなんですけれども、これを介護保険法で介護事業の指定を受けている介護サービス事業者、また身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法の支援事業の指定を受けているといった事業者さんが、二種免許が必ず必要なんですけれどもやられている事業ということで、これも緑ナンバーになります。先ほどの福祉限定4条に比べると、これはかなりお客さんが限定されますので、自宅からその介護事業所とかということで、中間でおりて何々するということがちょっとできないという形でございます。ですので、ここはちょっと4条限定のものに比べますと制約があるということになります。

次が、これが先ほど山勢さんも言っていたところで、ぶらさがりというような形で言っているんですけれども、4条とこの43条の許可のぶらさがりのもので、もともとは緑ナンバーをやっていて、車の台数が必要だとかということもありますので、自家用車でやろうということで白ナンバーという、これはちょっと簡単に乱暴な説明になっておりますけれどもそういった形でやっているものと理解していただければよろしいかと思います。

次、③です。こちらが自家用有償旅客運送ということで、まず2種類でございます。市町村運営有

償運送ということで、市町村福祉輸送というのが主になるんですけども、こちらは地域公共交通会議の協議事項になっております。簡単に言いますと、市でみずからがこの福祉有償をやるというようなものでございますので、運賃は大体近隣だとか、当該地域のタクシーの運賃の2分の1を目安という形になっております。これはその地域に、バスだとか、福祉有償だとか、タクシーだとかがない場合にやられるケースなので、国立市ではこちらは該当しないのかなと考えています。

次の福祉有償運送ということで、こちらは運営協議会ということで国立市の場合は多摩地域の福祉有償運送運営協議会がございまして、そちらのほうで協議・合意をするということになっております。他人の介助によらず移動することが困難と認められるものということで、かつ単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身障者等の会員。会員制になっておりますので、必ずこれは会員届が必要です。乗車定員が1人乗り未満の自動車を使用して、原則ドア・ツー・ドアの個別輸送ですよということになっております。

実施主体になるところですけども、NPOさんということで、山勢さんのところ、さくら会さんだとか、あゆみさんだとかというのが国立市の場合にはございます。そのほかに実施主体になるところがありまして、社会福祉法人だとか、医療法人、商工会、農業協同組合、消費者生活協同組合、一般社団法人または一般財団法人及び権利能力なき社団ということで、こちらがちょっと聞きなれないのかなと思いますけれども、町内会だとか、マンションだとか団地の管理組合といったところも実はこの福祉有償をやることができるということになっております。簡単に言えば町内会でそういった組織をして、福祉有償を1台やって、有償でどこかに運んでいくということが可能だということでございます。

対価の基準です。先ほど山勢さんがちょっとおっしゃっていたかと思いますが、対価には運送の対価と運送の対価以外の対価がございまして。運送の対価としては、一般的には距離制であったり時間制であったり定額制であったりということで、一定のお金をいただくという形です。運送の対価以外の対価ということで、迎車の回送料金、車が待機しているときに発生する料金、あと介助料だとか、添乗料、あとストレッチャーだとか、車椅子なんかを使用した場合という使用料といったものがございまして。そのほかにこちらの分類以外にも実はございまして、年会費だとか会費だとかというような形で料金というか、お金がかかるというようなところもございまして。

あと当該地域におけるタクシーの上限値のおおむね2分の1以内というのがちょっと制限としてはございますけれども、そういったところで設定されているということです。

あと④として自家用車です。こちらは家族だとか親戚、それ以外の近隣の人だとか自治会の人が自家用車を使って運んでいただく。これはもちろんボランティアという形になります。グループ、サークルなどの団体の人が自家用車を使ってやるということでボランティアと。これはもう無料ということですので、道路運送法の規定もかからないということがございます。

①、②については道路運送法の許可が必要であって、地域公共交通会議あるいは運営協議会の協議は要らないということでございます。これはもう直接運輸局さんのほうに申請をしていただくこととなりますので、協議等は要りません。

③については市町村が行う場合については地域公共交通会議で、NPOさん等がやる場合は運営協議会という協議が必要になってくるということですので、ちょっとこの辺が許可等についてはひとつ会議の承認が必要になってくるということがございます。

以上が福祉交通手段の説明でございます。

【佐々木部会長】 2番、福祉交通手段の説明をいただきました。このことについて何かご質問とかご意見とかいただければと思います。

何かありますか。

【清水（弘）委員】 すみません。どこで伺ったら適切なのがちょっとわからないでいたんですけども、山勢さんのお話の中でも総量、ニーズと供給のところがわかっているのかという話があったと思うんですけども、例えば原田さんは利用されている、供給しているところの総量というのはどういう形で、何かデータの、あるいは感覚的に持っていらっしゃるのかなど。というのは、タクシーと有償運送とそれから介護保険事業所もあるし、いわゆる介護タクシーもあるしというところですよ。それが1点。

それから連携されて、一方が断らなければならないとき連携されているというお話でしたけれども、そういった足りていないというような現状というのをどういうふうに把握されているかちょっと原田さんに伺いたいと思います。

【原田委員】 簡単に言うことができないんですよ、なかなか。

【清水（弘）委員】 そうですよ、これ。

【原田委員】 結局、我々のほうから有償輸送さんのほうにはお願いはできないということがまずあります。どうしてかという、さっきぶらさがりの問題も出ましたけれども、要は有償輸送、NP Oさんのやっているのは、基本的には運営協議会で認可承認をもらったやつは会員じゃないと運べないんです。それはうちのお客様が会員でなければ、山田さんのところにも頼めないです。逆はできるんです。逆に電話をいただくことはあります。例えば山勢さんから直接、誰々をうちではもう運べないからって。そういうような協力はやっています。

あと、例えば国立にはほかに緑ナンバーの事業所はあるんです。そういうところは皆さんうちに来るんです。例えばいろいろな区の福祉券を交換に来たり、何人かは国立の福祉券を扱えない方もうちに来て、そのときに私はどんな状況で働いているのか全部聞くんです。最近では福祉の方はわかっていると思いますけれども、昭島の事業所が今月、やはり国立で仕事をしたいと。ところが今のぶらさがりなんです。実際にやっちゃっているんです。どうしてかという、会員しか運べない、年会費はとっている、だけれども国立のお客様がやってくれるというんで、福祉券で乗せてしまったと。だから市のほうに申請に出たという。扱える事業者って。そこにも私は話をしました。これは違法なんです、ほんとは。だけれどもぶらさがりということで、そこで介護事業をやっているんで、本来はいけないんですけども今回は認めたという。ただ、これをやっていくと、国立の事業者、有償輸送の方々が大きくなれないから。ですからあちこちの市からいろいろな形で国立の福祉券を扱わせてくださいと言うんだけど、私はそれなら国立の有償輸送、山勢さんなら1台が2台とか、山田さんのところもちょっと発展的に、そういうような形で会員が増える。そういう方を会員に紹介するみたいなことができればいいなと常々思っています。全体的にはそんなには足りないというのはないと思います。それぞれが皆さん頑張っています。

【清水（弘）委員】 実際にはほんとうにわからないですね。運輸局に登録している台数がほんとうに動いているかどうか、運輸局もわからないですよ。途中で廃業している車もたくさんあったりして。介護保険事業所になると、なおわからないですね。だからそういう実態はほんとうにつかめるのかなとはちょっと思ったんですね、伺っていて。

【原田委員】 100%は無理でしょう。

【清水（弘）委員】 確かにそういう基礎データがあってこそ、何を広げていくのかということ議論するというのがあったら一番いいんですけども、非常にわかりにくい数字だなと思いました。

杉並区さんとか世田谷区さんは共同配車をされていますよね。共同配車という言い方はあれですけどもNPOとか市民団体のほうが運営を区から委託されてやっていますよね。そういうところでは介護タクシーさんとかがたくさん。

【原田委員】 練馬、杉並は秋山さん。

【清水（弘）委員】 秋山さんがやっています。それから世田谷もやっていますね。

【原田委員】 彼女は頑張っているの、いろいろね。

【清水（弘）委員】 そういうふうにニーズを集約していくという方法ももしかしたらあるのかなという感じはしました。

すみません。今、聞いていいかどうかわからなかったんですけども。

【佐々木部会長】 いえ。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。それではまた後ほどでも何かあったら言っていたいで構いませんので、先に進めさせていただきます。

それでは項目3の介護保険法における地域支援事業としての移動支援ということについて、事務局からご説明をお願いします。

【事務局（佐藤）】 では資料1-1、続き2ページの下の方、3番、介護保険法における地域支援事業としての移動支援というところをごらんいただければと思います。

こちらがたしか平成27年度から介護保険法がちょっと改正になりまして、介護予防・日常生活支援総合事業というのが位置づけられまして、これまでは介護保険の事業というのは通所介護事業とか訪問介護事業とかいうのは法律で決まっています、どれが介護保険の給付対象になるかはもう一律で決まっていたということなんですけれども、まず（1）介護予防・生活支援サービス事業というのができまして、幾つか種類があるんですが、それぞれ全てに共通することとして、多様なニーズ、今もお話がありましたけれども、それぞれの方によって、それぞれの地域によって必要なニーズというのがもうかなり細分化してきています。そこでそういったものに応じていくために、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施ということで、これもやはり平成18年に道路運送法が改正になりまして、地域公共交通会議という概念が生まれまして、地域の実情に応じて柔軟に路線バス、タクシー、公共交通を活性化していくという流れと全く同じだと思うんですけども、介護のことについても市町村がそれぞれの実情に合ってやってくださいというような流れになってきたということだと思っております。

また、高齢者がたくさん増えて、高齢化と。先ほど2025年というお話もありましたけれども、ただその中でもいまだにお元気でいらっしゃって十分活動できるという方もいらっしゃいますし、そういった方が日々、意欲的に活動していただくことで、それも介護予防につながるということもございまして、これは厚労省のガイドラインをそのまま引っ張ってきているんですけども、元気な高齢者の方を積極的に活用して、そういった方の介護予防もしくはそういった方が活躍されることによってよりよい地域づくりに資することを目指したというコンセプトで考えられているようです。ということなので、行政主体というよりは地域の住民の方がお互いに支え合うという互助を強化するというようなことで考えられています。

この介護予防・生活支援サービス事業の対象になる方が介護保険でいう要支援の方とそれに付随

しましてサービス事業対象者という方なのですが、これが基本チェックリストというものが厚生省から示されておりまして、要支援認定を受けられていない方、申請を出されていない方でもこの基本チェックリストという項目、例えば外出が困難であるとかということや幾つかの項目に当てはまるような方はこのサービスの事業、要支援状態相当として対象者に含めてもよろしいということになっておりまして、そうなってきますと、まだ要支援には至らないけれどもちょっと不都合が出てきているというような軽度の方、これは一般的には福祉有償運送の対象にはなっていないんですけども、そういった方も対象に含めることが可能でございます。

それから要支援者とサービス事業対象者を対象とした事業であれば、それに限定されることではなくて、加えてしょうがいしゃの方や子供の方なんかを対象に含めてサービスを提供することも可能ということでございます。

移送を行うサービスが含まれるんですが、その移送部分をご利用者の方からお金を取る、取らない、有償、無償どちらでも可能ですけれども、有償の場合は国土交通大臣の許可または登録が必要になるということで、こちらは道路運送法上の規定でございます。

それから介護保険から出るお金ですが、間接経費、ちょっと細かくは書いていないんですが事務所の家賃ですとか、光熱費、それから移送の調整をするオペレーターの人件費などがこちらの補助の対象になっていて、これだけでは運送の対価としては見られませんので、これのみを補助される場合は白ナンバーであっても特に登録等は必要ありません。その下に矢印で描きましたけれども、市町村独自の財源で直接経費を補助する、公費負担をしていくという可能性としてはあり得るのではないかなと思っておりますが、介護保険からは直接経費は出ないということです。

それから主体というのはサービスを実施する主体です。団体さんの基準といったものも法律で決まっておりますが、ただ従事される方の健康管理、それから個人情報保護、事故が起きた場合の報告義務、それから休止・廃止する際の手続が定められているという、極めて最低限のものしかないので、こういった方でも基本的にはやっていただけるとのことです。

その下に3つほど類型を挙げさせていただきました。この介護予防・生活支援サービス事業というのは、これ以外にももちろん介護保険法の中のお話なので、何も移動に限ったお話ではないんですが、その中から移送に関するものが含まれるものだけ抜粋してご説明いたします。

まず、1番目が訪問型サービスDということで、これが移動支援と呼ばれて注目されているものなんですけれども、こちらも住民主体、地域のボランティアの方ですとか、自治会といった主体になるんですが、通所型サービス前後の移送や、移送前後の生活支援を実施となっております、サロンですとか、そういった高齢者の方が集まって何か活動される場所へ行く場合の送り迎えをやる、もしくは病院に移送、移動して、そのときに付き添ってほしいとかいったことの支援を実施するのが訪問型サービスDというサービスの形になります。なので、趣旨としては移送そのものではなくて、移送した先で何かお手伝いをするようなことがあればというところに重きを置かれているのかと考えております。

これが移動がメインのものなんです、2番の通所型サービスBというのもございまして、こちらも同じく住民主体ではありますが、サロンなんかの居場所づくりを実施し、そこに集まっていたいて、今、要支援状態相当の方に、そこからさらに重くなって要介護になられるとかいったことを防ぐというような意味合いがあると思うんです。そのときに集まっていたくのを同じ主体で移送、送迎も行うといったことも可能であるということです。

それから3番目は訪問型サービスBというのもございまして、こちらと同じく住民主体ですが、こちらを対象者の方のご自宅に訪問して、重たい荷物を運ぶ、お布団を干すとか、そういったことの日常の生活支援を実施するのがメインのサービスになります。ただ、同じ主体で前後の移送サービスをあわせて実施する形態も可能となっております、かなり柔軟にサービスを運用するということができるようであります。

続いて(2)番なんですけど、一般介護予防事業ということでございまして、こちらは今までは要支援者もしくはそれに準ずる方が対象だったんですけども、一般介護予防事業はそうではなくて、まだ要支援状態に至らない元気な方を対象にして、介護予防につなげていこうという事業です。そのうちの1つに地域介護予防活動支援事業というのがございまして、介護予防に資する住民運営の通いの場づくりということでございまして、よくやられているのは体操、運動等なんか皆さんで集まってやっていただく、趣味活動を通じた日中の居場所づくり、交流会、サロンの運営等をやるのがこちらの事業になります。実施の方法は委託であったり、運営費補助であったりとさまざまな方法が想定されております。先ほど申し上げましたが、対象は日常生活に支障のない元気な高齢者でございます。ただ、これも加えてしょうがいしゃの方、子供さんなんかを入れるということは全く可能ということでございます。

最後のページになりますが、こちらサロンというか場所に集まっていただく、またはお帰りいただく際の送迎の部分を含めて、そこも事業と、サービスというふうにも実施するというのも可能であるということでございます。ただし、対象の方が、基本的には自力、歩いて自転車で自家用車で、もしくは公共交通機関、タクシー、バスで移動可能である人なので、移送部分については福祉有償運送で行うというのは原則不可能となっております。

私からは以上です。

**【事務局(大川)】** 少し補足させていただきます。高齢者支援課のほうで(1)の訪問型サービスDと通所型サービスBと訪問型サービスBの住民主体のサービスについては、今、どのように作っていくかということを検討しているところであります。今後の地域包括ケアと申しまして、地域ぐるみで支え合っていく仕組みをつくっていくには、この住民主体のサービスが何らかの形で機能できるような仕組みにならないとうまくいかないと思っております。日常生活支援総合事業と言われる新しい事業の総体の中で、住民主体のサービスというのはこの3類型なんですけど、それ以外のものについては、国立市は平成27年4月から取り組んでおりますが、これまであまりお恥ずかしながら住民主体のサービスについて、介護保険ができてから、なかなかこの取り組みを市自体がやってこれなかったということがありまして、目下これをどうするかが大きい課題になっているところであります。以上です。

**【佐々木部会長】** ありがとうございます。

項目3の介護保険法における地域支援事業としての移動支援ということで、事務局からご説明いただきました。このことについて、ご質問とかご意見を伺いたいと思います。

**【清水(弘)委員】** すみません。訪問型サービスの移動支援、このDのところはまだまだどの自治体さんも取り組みが少ないです。私は神奈川県ですけれども、神奈川県ではまだ1例で、これから考えていくところが2自治体ぐらいあるということなんですけれども、よく趣旨としてはというところなんですけれども、移動そのものではなくてその前後のサポート、介護のところだというふうにも、厚労省のQ&Aに書かれているので、そういうふうにも理解をされている方たちが多いんですけれども、

2015年8月に出された厚労省のQ&Aでは、国交省が出した登録を要さない無償の対応という通達、事務連絡があるんですけども、それをイメージしています。その範囲の活動であればよいというふうになっているので、そのところをもうちょっと理解をしていただければなと思いました。これしかだめなんだ、載っているところ、全部こししかだめなんだということではなくて、もうちょっと幅広いということです。ただ乗っているところのあとの理解はもちろんそうですが、乗っているところの対価という形で人件費ということで払うことはできませんとは言っていますけれども、無償の範囲の送迎のタイプだったらよいとなってきます。

【佐々木部会長】 ありがとうございます。

その辺を含めて、事務局のほうで検討させていただきたいと思っております。

ほかに何かございますか。

よろしいですか。そうしましたらもう1つ議題で、ワークショップの開催についてということがございますので、こちらについて事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（中島）】 それでは、ワークショップ開催についてでございますが、資料No. 2をごらんください。また参考資料として「みんなでつくる福祉交通」のチラシもあわせて見ていただければと思っております。

ワークショップということで、こちらの検討部会でさまざま今、意見をいただいているところがございますが、もう少し踏み込んで市民の方、あるいは地域の方の意見を聞いていきたいということで、今回は市が主催する形でやるんですけども、福祉交通のワークショップということで、「みんなでつくる福祉交通」というタイトルで企画させていただきました。

第1回目ということで、こちらの日には一緒なんですけれども、平成28年8月6日（土）午前中が第1回目、午後が第2回目とちょっとテーマを変えてやろうかと考えています。午前中10時からなんですけれども、こちらについては移動制約者の移動支援という形で、主催は福祉4課ということで、福祉部門が中心になってこちらをやっていただくという形になっております。

内容は先ほど言ったように、どういった交通手段があって、具体的に福祉に使えるものがこうだよとかという話のほかに、一番最後、さっき3番目で言った介護保険の関係もちょっと事例を交えて少し話をしていきたいと思っております。その後に参加者から実際、移動に困っていることだとか、どんな移動手段があったらいいのかというようなことを聞いて、発表と。完全にいただいた意見で、じゃあこういった交通にしましょうというところまではいけないと思っておりますが、一定の方向のとりまとめをしていきたいと考えています。

午後の部ですが、住民主体の地域交通ということで、こちらは交通課が主体になってやっていきたいと思っております。交通不便地域、あるいは交通空白地域というのが定義がございますけれども、国立の場合はバス、タクシー等もございますので、実際の交通空白地域といったところはないのかなと考えています。ただし、交通不便地域という定義の仕方なんですけれども、くにつこを導入したときにバス停、あるいは鉄道駅から200メートルというような基準を設けています。この基準で考えますと谷保地域、三中周辺とかインター周辺、あるいは一本松と言われているところの府中境というところが交通不便地域ということで、いまだになかなかそういう面ではくにつこ、くにつこミニが導入できない地域になっております。

こういったところの住民の方にどういった形で交通サービスをやっていくかというところを主体に考えていきたいと思っております、それには無料でやる交通ということも考えていきたいと思っております。

います。あるいはそれだけではなくて、単純に車というだけではなくて、自転車といったものもどう活用すればいいのかということもあわせて意見をいただいきたいと思っていて、これも最初に移送の話をした後に参加者から移動に困っていることだとか、どんな交通手段。それは具体的にどのあたり、地域限定をさせていただいて、意見のとりまとめをするという形になろうかと思えます。

そういった形でやって、こちらで出た意見だとかを後日、私どものほうでまとめて、次回の福祉交通検討部会に報告をしていくという形で、この意見を皆さんたちでまとめていきたいと考えてございます。

ワークショップについては、ざっとですけれども。すみません、裏面に当日の進め方が書いてございますので、こちらを読んでいただいて、もうちょっとこんな聞き方をしたほうがいい、あるいはこんな資料を出したらどうだということがございましたら、言っていただければと思っております。以上でございます。

**【佐々木部会長】** ありがとうございます。

ワークショップ開催についてご説明いただきました。なるべく多くの皆さんの意見を聞きたいということで、ワークショップという形でやっていくということでございますが、今、事務局からお話がありましたように、内容の点とかどういったものをプラスしたほうがいいとか、こういうことをやってみたほうがいいという提案があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

**【山勢委員】** このワークショップについての結果はどう市民に説明するんですか。当然何かいろいろ聞くわけですからどういうふうになっているというのを教えるわけでしょう。どのようにいつまでにまとめて公表するのか、ちょっとそこを教えてください。

**【事務局（中島）】** 交通会議が、これは後で言いますけれども、8月25日に予定しておりますので、それまでにはこのワークショップで出た意見だとか、質問だとかいったところをまとめて、交通会議にはまず報告をします。そこでさらにご意見等があれば、次の福祉検討部会が。

**【山勢委員】** 私が聞いているのは。

**【事務局（中島）】** ちょっと最後まで聞いてください。30日に福祉交通部会にそれをまたご報告して、プラスアルファのご意見があればそれをさらにまとめたものをホームページ等で市民の方には報告をしていきたいと考えてございます。

**【山勢委員】** これは初めて土曜日に市民の人たちが参加できるような格好になったけれども、じゃあ次の土曜日以外ではこう終わりました、こう終わりましたって直接口頭で説明はできないですか。今までが何かしらん文章で出てきているものだから市民も理解しないという部分があるでしょう。言っている意味がわかりますか。

**【事務局（中島）】** ごめんなさい。

**【山勢委員】** これじゃないけれども、これを見たらそのまま今度はそう思っちゃいますよ、じゃないけれども。ただ文章で出すことは簡単だけれども、きちんとこの前こういうことをやりましたけれども、これはこういうふうになります、こういうふうになりますっていう口頭での説明というのはしないのでしょうか。

**【事務局（中島）】** その辺もちょっと皆さんにご意見ということで承りたいと思っているんですけども、今のところ、このワークショップは1回というか、その日に2回開催する予定しか組んでい

ないです。ただし、福祉的な交通の方向が、ある程度案がまとまれば、当然市民のほうにも報告していきたいと考えていますので。

【山勢委員】 でも報告の方法はどういうふうにするんですか。

【事務局（中島）】 それを報告会をやるなり、またこういったワークショップをやっていくなりということはやはり皆さんのご意見をいただいて。ただ、事務局とすれば1回市報でパブリックコメントをいただくとは考えています。それとあわせて報告会ができればいいかなという形では考えてございます。

【佐々木部会長】 よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

清水委員。

【清水（弘）委員】 2つあります。1つは交通不便地域の考え方ということなんですけれども、今、私は横浜市で交通計画の見直しが始まっていて、そこで委員をさせていただいているんですが、その中で出てきたのが横浜市はやっぱりバス停が駅から何百メートルという、もうあの広い横浜でほとんど交通不便地域がないという絵が出てくるんです。果たしてそうですかという話をしたときに、やっぱり横浜は高低差があります。それから高齢化率もあります。それから、バスが通っているけれども1時間に1本ということもあって、横浜国大の中村文彦先生が、今、座長なんですけれども、そういう議論の中で、じゃあそういったいろいろなことを数値化して、交通不便地域の絵をもう1回作り直そうという議論になって、それはすごくおもしろい試みだなと思っているんです。ここはそんなにアップダウンはないですよ。ただ高齢化している地域というのがあるのか、バスの本数が少ないところがあるのかということがわかるような、交通不便地域の地図みたいなマップができる。とまた皆さんにとってもわかりやすいんじゃないかなと思ったのが1点。

それから、これは前に事務局の方にも、懸念しているという話をさせていただいたことがあるんですけれども、それから住民参加型で何か助け合い活動をつくっていくとしたら住民も負わなければいけないものがたくさんあるはずなんです。負担。お金の負担かもしれない、交通だったら乗って支えるという負担かもしれない、周知かもしれないというところで、こういう形だともしかしたら全部行政にやってほしい、あれもやってほしい、これもやってほしいというだけの話になってしまったらそれは残念だなと思うんですけれども、じゃあ果たして自治体が主催する場合に、あなたたちがやるんですよということが言えるのかということも、もちろん片一方では思っているんですけれども、そういった意味では今回はこの形でやっていくにしても、これから続くところで、NPOが間に入ることで、費用対効果、全部自治体ができるのか、自分たちが何をやるのかということが考えられるような住民参加のあり方を探っていったほうがいいような気がしました。

【佐々木部会長】 ありがとうございます。

そういった意味ではこのワークショップをきっかけに例えばそういった自治会だとか町会だとかいったところが出てくれば、またそれは個別にいろいろな意味で詰めていきたいというか、それから話を持っていきたいなどは考えております。

ほかには何かございますか。よろしいでしょうか。何かご発言を今日していない委員さんであれば何かご発言いただければと思います。

それでは、ワークショップは8月6日（土）ということですので、ご都合のつく委員の皆さんにはぜひご参加をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではその他ということで、次回の日程について、事務局からお願いします。

【事務局(中島)】 少し繰り返しになりますけれども、次回の日程ということで、8月30日(火)、その次が9月15日(木) いずれも午前10時から市役所3階、第1、第2会議室、こちらの会場を予定しております。

内容は今までの検討内容を整理して、またワークショップの結果を踏まえて、福祉的な交通の方向について、事務局案を2回のこの会議で検討・協議をしていただければと考えてございます。詳細につきましては、決まり次第、委員の方にはご通知をしたいと考えてございます。

なお、本日の福祉交通検討部会の内容については、8月25日(木)10時から市役所3階、第3、第4会議室で開催予定の地域公共交通会議に報告を行う予定でございます。

また次回の会議までに委員の方と個別に打ち合わせを必要とする場合もございますので、ご協力をお願いしたいと思います。

その他については以上でございます。

【佐々木部会長】 ありがとうございます。

それで、先ほどですが、どうぞ。

【山勢委員】 最後にもう1回だけ確認。市役所はほんとうに関東運輸局とか勉強会を開く気があるんでしょうか。何度も言うように、自分たちと事業者と市民が同じ考え方を持ってまとまっていかないと、違う意見で物を言ってしまったら、それがそのまま行っちゃうんです。

【事務局(中島)】 すみません。今までに正式な会議の中で関東運輸局さんと勉強会を開くというようなご提案が、ちょっと私の勘違いだったら申しわけないんですけども、なかったかと思いますので、新たなご提案ということで、相手のあることですので、ちょっとその辺は検討させていただきたいと思います。

【山勢委員】 関東運輸局は勉強会やるんだっいたらいつでも出前オーケーですよと言ってくれているんです。

【事務局(中島)】 直接、今そういったことを検討してございませんので、関東運輸局のほうの確認も必要かと思いますので、どういった形で講座を開くかというのも含めて、また福祉部局との関係もございまして、調整をして、次回のときまでにはご報告をさせていただければと考えます。

【佐々木部会長】 今のご提案については調整させていただきたいと思います。

それと先ほど、データとか、数字のわかるものがあつたらば出してほしいということがございましたので、この会議終了後でも何か各委員さんでこういったものが出るかということがあれば、お話を事務局のほうにさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、今日はちょっと時間前ですが、第2回の福祉交通検討部会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

— 了 —